

D. 考察・結論

義肢等製作事業者からの聞き取り調査の結果は、現状の採算面の厳しさをうかがわせるものであった。特に義肢については、事業所の技術力を発揮するある種の「花形」である一方で採算上は厳しい様子がうかがえた。また、現行制度では考慮されていない点についてもいくつか指摘がなされた。ひとつは営業時の長距離移動コストの問題や営業待機時間の長時間化の問題など、現在所用費用として考慮されていない費用の存在である。これらの問題は、採算上の問題であるのみならず、事業者間および利用者間の費用負担の公平性の問題をも含んでいる。また別の種類の事項としては、成長対応型の座位保持装置用完成部品のように、単年度（あるいは1回の補装具交付）でみると割高な完成用部品であっても、次回以降の補装具製作費用を抑えることで数年単位の中期的な期間で評価すれば費用を抑えることができる可能性のある完成用部品に対し、現行制度は中期的な期間で費用を考慮するようには必ずしもなっていない、ということがある。今後、従来考慮されてきた義肢等製作に要する費用の基準額の見直しを進める一方で、こういった現在考慮されていない事項について検討をしていく必要があるかと考えられる。

一方、完成用部品についても、輸入部品の原価値上げなど環境面の変化がみられる。このような、変化に対応するべく、完成用部品にかかる申請を事業者が計画的に行えるように、申請スケジュールの明示ならびに安定

化が必要であることが示唆された。

※本調査研究の実施にあたっては、厚生労働省、社団法人 日本義肢協会、有限責任中間法人 日本車いすシーティング協会の団体事務局およびメンバーの皆様にご協力をいただきました。

E. 健康危惧情報

特になし。

II. 分担研究報告書

2. 補装具供給に要する費用面の現況

分担研究者 我澤賢之

国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部研究員

研究要旨 本研究では、補装具供給にかかる事業者を対象に、補装具等供給にかかる費用の現況について調査を行った。補装具のうち義肢・装具・座位保持装置（以下、義肢等）については、詳細な調査を行った。結果として、義肢等供給事業者のうち相当数（調査該当雪面についての有効回答の約3割）が赤字に直面していること、個別の補装具製作に要する費用についても現行制度の想定額より実際の額のほうが高い可能性があることが示された。とくに、人件費単価（時給）については、想定額より実際の額のほうが統計的に優位に高いことがわかった。また、装具の素材費等、調査結果が総定額を大きく上回っているものが見られ、基本工作法の内容が現状と制度の間で大きく変わっている可能性が示唆された。現行制度の義肢等以外の補装具についても、一部のものについて現行制度の総定額（交付基準額）のもとで、採算の厳しい可能性が示された。

A. 研究目的

補装具の安定的かつ持続的な供給を可能とする価格水準を明らかにするために、現行制度下での補装具製作・供給に要する費用・採算状況について把握する。

B. 研究方法

補装具製作・供給にかかる事業者を対象とし、製作・供給に要する費用・採算状況にかかる状況についてアンケート調査を実施し、回収データを分析する。

C. 研究結果・考察

本研究調査の主要結果はつぎの通りである。

1. 義肢・装具・座位保持装置

1-1 義肢・装具・座位保持装置本体

調査概要はつぎの通りである。

・本調査（平成20年9月末～11月）
対象：義肢・装具・座位保持装置（以下、

義肢等）の取り扱いのある事業者のうち把握することのできた全事業者599事業者、回答：174事業者 回収率：29.0%

※ 各項の分析にあたっては、該当する回答の記載の有無・内容等を確認し、異常値の除去をおこなった。

1-1-1 個別補装具製作費用状況について

(1) 素材費

個別の補装具製作事例調査では、個々の補装具の所要費用に関する調査を実施した。

集計結果によると、所要作業時間等で事例により大きくばらつきが見られた。ここでは、調査で挙げられた事例の補装具種別（基本構造・製作要素）を踏まえ、現行制度で想定されている所要費用（係数含まず）に対する、今回調査での個別補装具一品全体での所要素材費の比率をみる。

・今回調査素材費と現行制度素材費の比較

| | 今回調査素材費の現行制度（H20年度）素材費に対する比率 | | | |
|--------|------------------------------|-----|------|------|
| | 平均値 | 最小値 | 最大値 | 標準偏差 |
| 義肢 | 107% ¹ | 47% | 221% | 99% |
| 装具 | 185% | 67% | 246% | 54% |
| 座位保持装置 | 103% | 48% | 172% | 34% |

※ 現行制度の義肢及び座位保持装置の想定素材費使用量には、材料使用時のロス分（見込みロス量 義肢で素材量の5%、装具で素材量の23.2%）は含まれていないのに対し、今回の調査ではロス分等を含む素材費（完成用部品の購入費を除く個別補装具に係る材料費全体）を調査したため、その違いの調整を行った数値を上挙げています。

※ 外れ値を除去する目的から、得られたデータのうち最大のもの最小のものを除去し、上の表を作成しています。（従って、表の「最大値」は元々の有効標本のなかでは2番目に大きい値である。）

義肢・装具・座位保持装置とも値の散らばり（標準偏差）は大きいものの、平均値で見ると所要素材費が上昇していることが伺える。この背景には、近年指摘されていた材料価格の上昇がある可能性が考えられる。

ただし、義肢・装具の素材費調査結果平均の現行制度の数パーセント程度上回る程度であるのに対し、装具においては想定水準を76%上回るという結果となっている。この76%という数字は、完成用部品分を除く装具価格の約10%（現行制度で想定する、素材使用にともなう管理費等付随費用も含めると約20%）に相当し、実際にこれだけの費用が追加してかかるようになって

いるとなると、採算上きわめて厳しくなっているはずである。しかし、現行制度の基礎調査が行われた昭和53年度より30年が経過した現在、工作方法等の大きな変化や、経費運用面での改善が行われている可能性もあり、今後装具基本要素や個別製作要素の基本工作法にかかる詳細な調査が必要とされると考えられる。

なお、個別素材の価格について平成20年7月～8月の予備調査（平成20年7月～8月実施、うち義肢・装具製作事業者の対象事業者数は20事業者）において、調査してみた。調査した範囲では、義肢・装具用材料が全体的に制度発足当初の元となった昭和53年度調査の結果と比べ一部の素材の価格が他の一般物価の上昇（消費者物価指数ベースで昭和53年から平成19年の間で46%物価上昇が見られた）よりも大きく伸びていることが示された²。

¹最大値・最小値除去前段階での義肢の素材費にかかる有効回答は、5件と少なかった。ここでは、そこから最大値・最小値を外して求めた。

² 消費者物価指数については、品目別価格指数の「総合」を用いて算出。
<http://www.stat.go.jp/data/cpi/historic.htm>

〈参考〉 過去調査と今回予備調査結果との義肢・装具材料価格の比較

| 義肢・装具材料 | 単 位 | H53 年度 | 〈参考〉 H8 年度 | 今回 | 対 S53 比 |
|-----------------------|------------------|--------|---------------|------|---------|
| | | (円) | (円) | (円) | |
| ・i-1 情報カード | 円/枚 | 50 | 30 | 49 | 98% |
| ・i-2 投影図用紙 | 円/枚 | 50 | 100 | 55 | 111% |
| ・i-3 石膏 | 円/Kg | 167 | 160 | 806 | 482% |
| ・i-4 プラスラン E | 円/巻 | 306 | 444 | 392 | 128% |
| ・i-10 PVA 6" | 円/枚 | 200 | 320 | 357 | 179% |
| ・i-13 PVA 12" | 円/枚 | 200 | 436 | 510 | 255% |
| ・i-14 アクリル樹脂硬性 | 円/Kg | 576 | 2000 | 3762 | 653% |
| ・i-15 アクリル樹脂軟性 | 円/Kg | 8000 | 5435 | 3005 | 38% |
| ・i-20 ナイロンストッキネット 3" | 円/m | 180 | 166 | 188 | 104% |
| ・i-21 ナイロンストッキネット 4" | 円/m | 180 | 166 | 328 | 182% |
| ・i-22 ナイロンストッキネット 10" | 円/m | 180 | 166 | 609 | 338% |
| ・i-23 V マット | 円/m ² | 400 | 90 | 850 | 213% |
| ・i-24 テトロンフェルト | 円/m ² | 1300 | 1333 | 938 | 72% |
| ・i-33 グラスファイバー | 円/m ² | 652 | 650 | 1390 | 213% |
| ・i-34 ゴム帯地 | 円/m | 330 | 160 | 735 | 223% |
| ・i-35 ダクロンテープ | 円/m | 60 | 289 | 661 | 1102% |
| ・i-36 クローム革 | 円/ds | 58 | 70 | 66 | 113% |
| ・i-37 なめし革 | 円/ds | 80 | 100 | 121 | 151% |
| ・i-38 ヌメ革 | 円/ds | 50 | 90 | 107 | 213% |
| ・i-39 茶利革 | 円/ds | 62 | 90 | 117 | 188% |
| ・i-40 ビニール管 | 円/m | 200 | 300 | 250 | 125% |
| ・i-42 丸環 | 円/個 | 36 | 130 | 46 | 129% |
| ・i-45 発泡樹脂 | 円/Kg | 2000 | 4000 | 2117 | 106% |

(2) 人件費

・今回調査所要作業時間と現行制度所要作業時間の比較

| | 今回調査作業時間の現行制度（H20年度）作業時間に対する比率 | | | |
|--------|--------------------------------|-----|------|------|
| | 平均値 | 最小値 | 最大値 | 標準偏差 |
| 義肢 | 105% | 47% | 232% | 50% |
| 装具 | 104% | 35% | 181% | 40% |
| 座位保持装置 | 109% | 48% | 191% | 42% |

※ 外れ値を除去する目的から、得られたデータのうち最大のもの最小のものを除去し、上の表を作成している。（従って、表の「最大値」は元々の有効標本のなかでは2番目に大きい値である）

・推定人件費率（＝時間当たり人件費）

調査結果から推定された人件費単価（時給。単位：円/時。以下、1期前の数値。）は、現状1,899円/時であった。これは、現行制度の想定する値（制度想定1,738円/時。義肢・装具・座位保持装置平均）よりも実情のほうが平均的に高いという結果が統計的に有意に示された（該当設問の有効回答率13.2%）。

[推定方法]

調査票から得られた、義肢・装具・座位保持装置の営業・製造にかかる人件費（通常の労賃、賞与、退職金その他積み立て、法定福利費）総額を、該当する年間のべ作業時間（製造・営業別の平均年間作業時間に該当人数をかけることで得た）で除し、時間当たり人件費を得た。

1-1-2 義肢・装具・座位保持装置製作及びその他事業全体について

・事業の収益性

営業利益率

義肢・装具・座位保持装置を扱う事業者が、他事業を含めた営業利益率は、該当箇所有効回答を平均して0.5%（過去

3年間の会計年度平均）、標本の有効範囲を違えて行った別試算結果で見ても0.6%～0.9%である。

製造業の平均的な営業利益率は、製造業全体で約4.5%（平成17年度³）、中小企業（従業員20人以下）で2.1%（平成17年1月～12月決算期⁴）となっているのに対し、低い結果が得られている。各期（会計年度）の違いで見ると1期前が特に悪くなっている。これは、障害者自立支援法施行前のいわゆる「かけこみ需要」の反動によるのではないかと、推察される。利用者の1割負担導入が、長期的な需要動向にどのように影響を与えるのかは今後の推移を見極める必要があるものの、今後いくぶんかは3期前水準にむけて需要が回復してくることが予想される。

赤字事業所の割合

営業赤字を出していると考えられる事業者の比率は、各資産結果を併せ考慮して、おおむね30%前後と推定される。また、営業赤字率が5%以上の事業者の比率は6%ないし11%程度と推定される。この指標もまた営業利益率同様、1期前に最も悪い（割合が高い）結果となった

有効票本数が多くないため確かなことは言えないが、営業利益率の値が小さいところは、人件費率を低めに設定している傾向があり、これは経営努力に一端を示唆している可能性がある。

なお、推定賃金率と規模（雇用者人数）との間に有意な差は見受けられなかった。また、装具、座位保持装置のみを扱っている事業者の平均人件費率の試算も試みたが、各区分に属する標本数が小さくなるため掲載を見合わせた。

³ 社会実情データ図録、

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4600.html>

⁴ 中小企業庁、「中小企業の財務指標 平成17年1月～12月決算期（概要版）」、http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/zaimu_sihyou/download/H19zaimu_sihyou_gaiyou.pdf

営業利益率

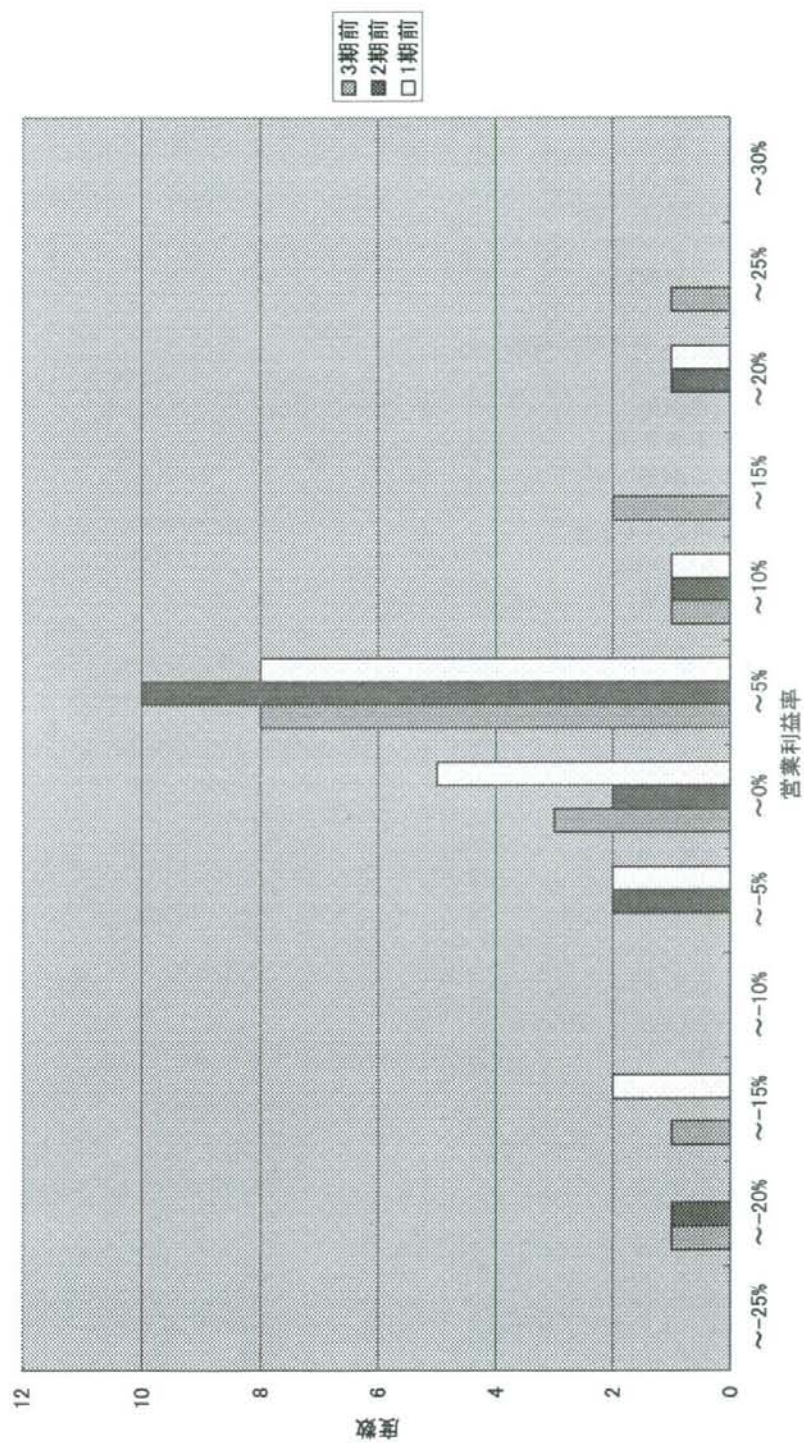
| | | 過去3期会計 期間平均 | 会計期間 ⁵ | | |
|---|---------------------------|----------------|-------------------|----------------|-----------------|
| | | | 3期前 | 2期前 | 1期前 |
| 営業利益率 (対収益) | 平均 (標準偏差) | 0.5% | 1.0% (10.5%) | 0.6% (8.6%) | -0.3% (8.2%) |
| | 赤字事業所の 割合 (件数) | 32% (18) | 29% (5) | 29% (5) | 42% (8) |
| | 赤字5%以上の事 業所の割合 (件数) | 11% (9) | 12% (2) | 18% (3) | 21% (4) |
| 有効回答 | | - | 17 | 17 | 19 |
| 以下、営業利益率について参考試算結果 | | | | | |
| 営業利益率 (対収益) ※各期の営業 利益率の最大 値ならびに最 小値を除去せ ず集計した場 合 | 平均 (標準偏差) | 0.6% | 1.3% (7.6%) | 0.8% (5.3%) | -0.3% (5.8%) |
| | 赤字事業所の 割合 (件数) | 30% (15) | 27% (4) | 27% (4) | 41% (7) |
| | 赤字5%以上の事 業所の割合 (件数) | 6% (6) | 7% (1) | 13% (2) | 18% (3) |
| 有効回答 | | - | 15 | 15 | 17 |
| 営業利益率 (対収益) ※各期の営業 利益率の-10% 以下および 10%以上を除 去して集計し た場合 | 平均 (標準偏差) | 0.9% | 1.1% (3.1%) | 0.8% (5.3%) | 0.7% (3.9%) |
| | 赤字事業所の 割合 (件数) | 29% (14) | 25% (3) | 27% (4) | 44% (7) |
| | 赤字5%以上の事 業所の割合 (件数) | 6% (6) | 0% (0) | 13% (2) | 13% (2) |
| 有効回答 | | - | 12 | 15 | 16 |

※収益・費用の欄の記入が明らかに不足しているもの、営業利益率の値が-30%以下あるいは30%以上のものは、異常値として除去した。

※3 期間の平均値を求めるに際して、各期の有効回答数の違いを調整するよう、ウェイトをつけて算出している。

⁵ 各期を、右のように定義する、1期前：平成19年6月～平成20年5月決算期、1期前：平成18年6月～平成19年5月決算期、1期前：平成17年6月～平成18年5月決算期。

営業利益率の分布



なお、事業者の全取り扱い事業に占める義肢・装具・座位保持装置事業の比率による、1期前営業利益率は次の通りである。
(義肢

装具・座位保持装置事業以外の影響を抑えるため、その他の事業の売上高の比率が50%以下の事業者について計算を行った。)

| | 3 期間平均 営業利益率 | 該当する 有効回答の数 (3 期間のべ) |
|--|-----------------|----------------------------|
| 義肢・装具・座位保持装置の売上高÷全収益が 50%以上の事業者 | -0.4% | 44 |
| (該当有効回答が少ないため参考値) 義肢・装具・座位保持装置の売上高÷全収益が 50%未満の事業者 | 4.8% | 9 |
| (該当有効回答が少ないため参考値) 義肢の売上高÷全営業収益が15%以上の事業者 | -0.9% | 15 |
| 装具の売上高÷全営業収益が50%以上かつ 義肢の売上高÷全営業収益が15%未満の事業者 | 0.6% | 21 |
| (該当有効回答が少ないため参考値) 座位保持装置の売上高÷全営業収益が40%以上の事業者 | -0.6% | 9 |

※ 義肢・装具・座位保持装置製作・修理事業のみの収益性(平均収益率)の推定を試みた
が、推定に要する設問の回答率が十分でないことから有効な推定ができないと判断した。

1-1-3 営業に付随する費用

義肢・装具・座位保持装置の供給における営業にかかる人件費が、製造・営業を併せた人件費に占める比率の平均は約6割に相当する。また、営業時間に占める、移動もしくは待機の時間の割合は、平均して約5割である。

飯田(1979)の研究では、義肢製作に要する正味作業時間(製造・営業)に対し、作業準備、整理・清掃などに要する時間や生理的余裕時間として23.2%の割増分を想定していた。しかるに、上に挙

げた今回調査の数字は、営業の待機・移動時間のみでそれ以外の製造・営業にかかる人件費の約4割に相当することを意味している。

今回本調査前に実施した予備調査(聞き取り調査)では、営業に付随する移動時間、待機時間が以前に比べ長くなり、それが義肢・装具・座位保持装置事業の費用増大の要素になっているという指摘が複数みられたが、そのことが統計からも確認できる結果となった。

[営業にともなう出張について]

補装具種別ならびに納品前後における平均出張回数(1期前)は下記の通り。

| | | 義肢 | 装具 | 座位保持装置 |
|-----|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 製 作 | 納品までに | 4.1回(1.5) | 2.9回(1.1) | 3.1回(1.7) |
| | 納品後9ヶ月間の調整など | 2.4回(1.9) | 1.4回(0.9) | 1.3回(0.9) |
| 修 理 | 納品までに | 2.2回(1.2) | 1.9回(0.9) | 2.5回(1.2) |
| | 納品後3ヶ月間の調整など | 1.0回(1.0) | 1.0回(0.8) | 1.0回(0.9) |

括弧内は推定標準偏差。

製作納品後9ヶ月間の無償調整期間について、各種別とも、平均1回以上出張を要しており、とくに義肢においては平

均して2回以上の出張を行っているという結果となった。

平成20年6月1日時点で決算の終了している直近の会計期間における遠隔地出張の頻度

| | | 義肢・装具・座位保持装置取り扱い1件あたり 遠距離出張回数 | | |
|--------------|--------------------|----------------------------------|------|------|
| | | 平均 | 最大値 | 標準偏差 |
| 片道正味 移動時間 | 2時間以上 4時間未満 | 0.19 | 2.50 | 0.49 |
| | 4時間以上 6時間未満 | 0.01 | 0.14 | 0.02 |
| | 6時間以上 | 0.00 | 0.07 | 0.01 |
| 片道移動 距離 | 50km以上 100km未満 | 0.22 | 1.59 | 0.44 |
| | 100km以上 200km未満 | 0.04 | 0.40 | 0.09 |
| | 200km以上 | 0.00 | 0.01 | 0.00 |

2時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、50km以上100km未満、100km以上200km未満の各項では、平均よりも標準偏

差が大きく、事業所による差異が大きいことが伺える。

1-4 考察

調査結果に基づき「1-1-1」では、個別的な費用についての検討から、素材費、所要作業時間ともに、各事例によるちらばりは大きいものの、平均値では現行制度で想定されている素材費及び所要作業時間より、やや大きいことがわかった。

これらは個別事例による散らばりが大きいこともあり、必ずしも「実所要素材費の想定素材費に対する」平均比率分だけ想定素材費を増加させる（あるいは同様に「基本工作法想定作業にかかる実正味作業時間の想定作業時間に対する」平均比率分だけ想定素材費を増加させる）べきであるという結果には直接つながらない。

一方、「1-1-2」において、義肢・装具・座位保持装置製作に係る事業所全体の採算面の分析を行った。結果、業界全体で採算面が厳しかったといわれる前会計年度でも、平均でみた営業利益水準は僅かながら黒字（+1.8%）であった。しかし、営業収支が赤字の事業所が有効回答をした事業所のなかの3割以上であること、また義肢の扱いが全事業の15%以上（売上高ベース）の事業所の平均営業利益率がゼロであったことから、業況の厳しい様子が今後どのように制度の中で扱うかといった課題を考慮し、今後検討する必要があると思われる。

1-2 完成用部品

全事業者39中、回答事業数13。回答を得られた対象部品種別数は、1,494点（製造部品768点、輸入部品726点。現行登録部品全体の45%）について回答を得、それぞれの販売価格、原価、販売数量のデータを得た。

1-2-1 完成用部品供給事業の採算状況

今回の調査の該当設問の有効回答（12社）の平均値でみれば一定の黒字を確保できていることが示唆された。「平成16年7月～17年6月の間に始まった会計期間」から「平成18年7月～19年6月の間に始まった会計期間」の間の3期の会計年度における、平均売上高利益率は、5.0%となっている。ただし、3期の平均売上高利益率がマイナスである事業者も2社みられた。

が確認できた。

「1-1-1」及び「1-1-2」の結果を合わせて勘案すると、義肢・装具・座位保持装置製作に係る素材費、所要作業時間の実際値が、原稿制度での想定値よりも高い傾向にある。これは、義肢等製作事業者にとってその供給事業が採算面で厳しい状況にあることを示している。

例えば、義肢の採算性を売上高比1%改善しようとするならば（仮に、完成用部品の価格比率が50%だとし、完成用部品にかかる費用について変更を加えないとすると）、素材費・人件費を2%増加させる必要がある。義肢の素材費・人件費（あるいは基本工作法に係る正味作業時間）にかかる想定所要量に対する実使用量の平均値はともに2%を越えており、所要費用の面から考えてそうするだけの根拠があるといえる。

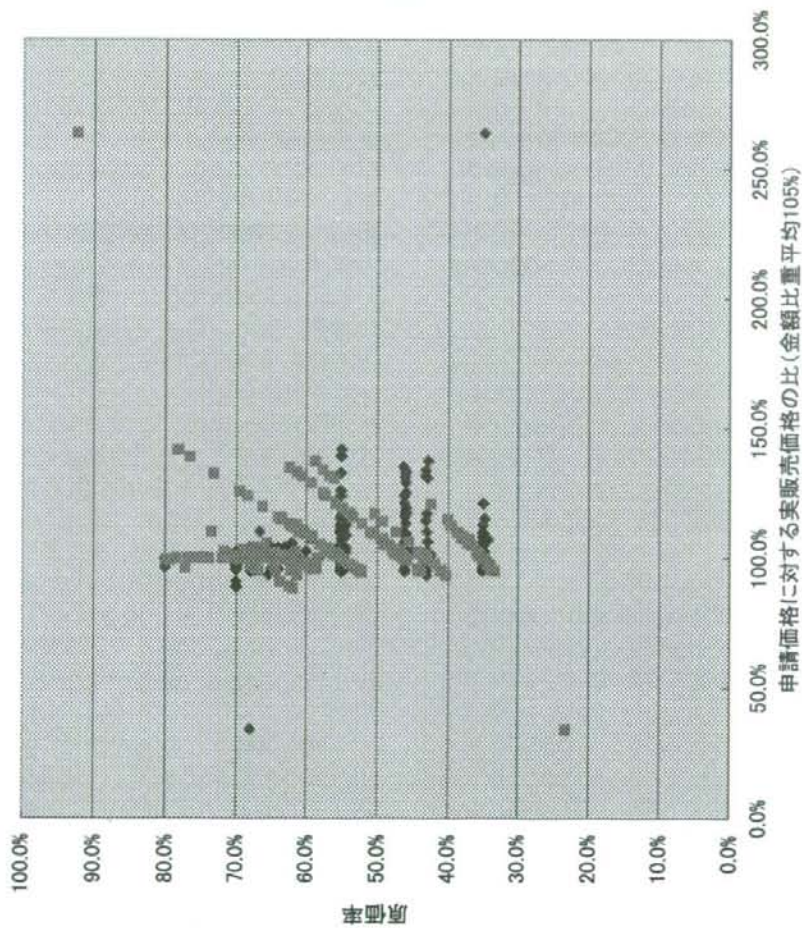
1-1-3では、営業における移動時間・待機時間の現況に触れた。調査結果によれば営業時間に占める移動もしくは待機の時間の割合は、平均して約5割であった。そのうち移動に係る時間や出張回数に事業所間の差をどう扱うか、その費用負担配分をどのようにするか移動時間・待機時間相当の人件費を

1-2-2 完成用部品供給価格と申請価格

完成用部品供給事業者は部品登録申請あるいは変更新生児に、想定販売価格（この価格以下で、完成用部品供給事業者が義肢等製作事業者に販売するという価格）を「申請価格」として申請している。完成用部品の公示価格は、この「申請価格」に義肢等製作事業者が完成用部品の管理・調整等に要する見込み費用を加算価格となっている。しかし、この「申請価格」はこれまで公表されてこなかったため、完成用部品供給事業者がこの価格より高い価格で義肢等製作事業者に販売しているケースがあるのではないかと、という指摘が最近されていた。今回の調査のなかで、実際の販売価格について調べてみた。

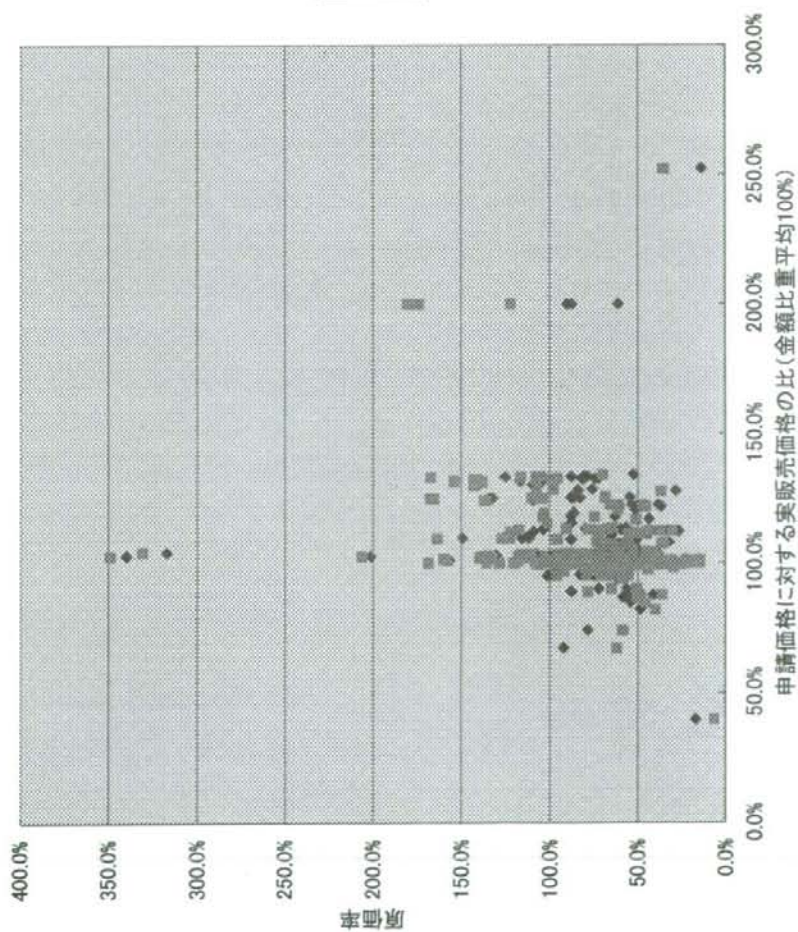
「申請価格」と今回の調査により得られた、実際の「販売価格」（完成用部品供給事業者が義肢等製作事業者に販売する価格）を比較してみたところ、平均して、申請価格の102%の価格で完成用部品が義肢等製作事業者に販売されていることがわ

完成用部品の価格設定(製造・対象期間出荷実績あるもののみ)



◆ 補装具製作事業者向け実販売価格に対する原価率(金額比重平均63%、数量比重平均55%)
 ■ 申請価格に対する原価率(金額比重平均66%、数量比重平均63%)

完成用部品の価格設定(輸入・対象期間出荷実績なしを含む)



- ◆ 補装具製作事業者向け実販売価格に対する原価率(金額比重平均54%、数量比重平均51%)
- 申請価格に対する原価率(金額比重平均55%、数量比重平均52%)

1-2-3 その他

過去1年間販売実績のない完成用部品が製造で28%、輸入で36%。あることが確認された。

2 その他の補装具

平成20年8月上旬～9月、補足調査10月～11月にて、他の品目の補装具(車いす、電動車いす、補聴器、盲人安全つえ、座位保持具、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、歩行器、歩行用補助つえ、重度障害者用意思伝達装置製作・輸入事業者ならびに販売店)を対象にアンケート調査を行った。調査内容は、機種ごとの供給数量、販売価格、原価(製造・輸入事業者について)等であった。調査結果より、回収数の少なさ等問題点は見られたものの、採算上厳しいと思われる補装具種別とそうでないものと、その傾向が示唆された。また所要費用(とくに販売店にかかる一般管理費等間接的経費)の状況をより精査する必要が示された。

以下、調査結果の概要を表で示す。

2-1 車いす

種別番号について

| 種別番号 | 種目 | 名称 | 基本構造 | 基準額 (円) |
|------|-----|---------------------------|--|------------|
| 101 | 車いす | 普通型 | 折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 による。 | 100,000 |
| 102 | 車いす | リクライニング式 普通型 | 背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。 | 120,000 |
| 103 | 車いす | ティルト式 普通型 | 座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 | 148,000 |
| 104 | 車いす | リクライニング・ ティルト式普通型 | 背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 | 173,000 |
| 105 | 車いす | 手動リフト式普通 型 | 座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。 | 232,000 |
| 106 | 車いす | 前方大車輪型 | 折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。 | 100,000 |
| 107 | 車いす | リクライニング式 前方大車輪型 | 背もたれの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。 | 120,000 |
| 108 | 車いす | 片手駆動型 | 折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。 | 117,000 |
| 109 | 車いす | リクライニング式 片手駆動型 | 背もたれの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。 | 133,600 |
| 110 | 車いす | レバー駆動型 | レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が使用できるもの。 | 160,500 |
| 111 | 車いす | 手押し型 A (大車輪のあるもの) | 原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの | 82,700 |
| 112 | 車いす | 手押し型 B (小車輪だけのもの) | 原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) B 小車輪だけのもの | 81,000 |
| 113 | 車いす | リクライニング式 手押し型 | 背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。 | 114,000 |
| 114 | 車いす | ティルト式 手押し型 | 座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。 | 128,000 |
| 115 | 車いす | リクライニング・ ティルト式手押し 型 | 背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。 | 153,000 |
| 116 | 車いす | 普通型 | レディメイド | 75,000 |

※ 101～115はオーダーメイド又はモジュラータイプのものであること。

II. 分担研究報告 2. 補装具供給に要する費用面の現況

製造・輸入

| | 基準額(円) | 販売店への販売単価(円) 加重平均 | 基準額比 | 販売店への販売単価(円) 単純平均 | 基準額比 | 最小値(円) | 最大値(円) | 製造原価率 | 対象期間における出荷数量(個)累計 | 有効回答 |
|-----|---------|----------------------|------|----------------------|------|---------|---------|-------|-------------------|------|
| 101 | 100,000 | 116,400 | 116% | 116,400 | 116% | 116,400 | 116,400 | - | 173 | 1 |
| 103 | 148,000 | 136,000 | 92% | 136,000 | 92% | 136,000 | 136,000 | 82% | 22 | 1 |
| 113 | 114,000 | 141,000 | 124% | 141,000 | 124% | 141,000 | 141,000 | 72% | 466 | 1 |
| 114 | 128,000 | 101,141 | 79% | 97,000 | 76% | 92,000 | 102,000 | 77% | 1,443 | 2 |
| 115 | 153,000 | 150,692 | 98% | 153,750 | 100% | 144,500 | 163,000 | 69% | 239 | 2 |

2-2 電動車いす

種別番号について

| 種別番号 | 種目 | 名称 | 基本構造 | 基準額 (円) |
|------|-------|------------------------|---|------------|
| 201 | 電動車いす | 普通型(4.5km/h) | JIS T 9203-1999 による。 | 314,000 |
| 202 | 電動車いす | 普通型(6.0km/h) | JIS T 9203-1999 による。 | 329,000 |
| 203 | 電動車いす | 手動兼用型 A 切替式 | ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。 (電動力行・手動力行を切り替え可能なもの。) | 230,000 |
| 204 | 電動車いす | 手動兼用型 B アシスト式 | ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。 (駆動力を電動力で補助することが可能なもの。) | 263,000 |
| 205 | 電動車いす | リクライニング式 普通型 | 背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。 | 343,500 |
| 206 | 電動車いす | 電動リクライニング式 普通型 | 電気で背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。 | 440,000 |
| 207 | 電動車いす | 電動リフト式 普通型 | 電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。 | 701,400 |
| 208 | 電動車いす | 電動ティルト式 普通型 | 電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。 | 580,000 |
| 209 | 電動車いす | 電動リクライニング・ティルト式 普通型 | 電気で背もたれの角度を変えることができ、電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 | 982,000 |

製造・輸入

| | 基準額(円) | 販売店への販売単価(円) | 基準額比 | 販売店への販売単価(円) | 基準額比 | 最小値(円) | 最大値(円) | 製造原価率 | 対象期間における出荷数量(個)累計 | 銘柄数 |
|-----|---------|--------------|------|--------------|------|---------|---------|-------|-------------------|-----|
| 201 | 314,000 | 320,000 | 93% | 320,000 | 93% | 320,000 | 320,000 | 78% | 287 | 2 |
| 202 | 329,000 | 330,000 | 92% | 330,000 | 92% | 330,000 | 330,000 | 77% | 249 | 1 |
| 203 | 230,000 | 237,723 | 73% | 268,150 | 83% | 236,300 | 300,000 | 79% | 2,731 | 2 |
| 204 | 263,000 | 246,300 | 74% | 246,300 | 74% | 246,300 | 246,300 | 76% | 120 | 1 |
| 205 | 343,500 | 349,900 | 94% | 346,900 | 93% | 341,900 | 351,900 | 76% | 50 | 2 |
| 206 | 440,000 | 500,000 | 106% | 500,000 | 106% | 500,000 | 500,000 | 99% | 23 | 1 |
| 207 | 701,400 | | | | | | | | | |
| 208 | 580,000 | | | | | | | | | |
| 209 | 982,000 | | | | | | | | | |

※201、203、204 は構造フレームを含まない、動力ユニットのみのアタッチメントを含む。

ただし、これに該当するもののうち 201 については、「販売店への販売単価」の算出からは、除外した。

※販売価格と基準額の比との計算上、標記の本体基準額に次の加算を行った値を用いている。

201、202、205、206・・・充電器内蔵加算 30,000 円

203・・・バッテリー価格 45,000 円、外部充電器 25,000 円、

電動又は電磁ブレーキ左右 25,000 円

204・・・バッテリー価格 45,000 円、外部充電器 25,000 円

※206 の回答対象製品には、現行加算製作要素以外の独自機能あり。

製造・輸入

| | 基準額(円) | 販売店への販売単価(円) 加重平均 | 基準額比 | 販売店への販売単価(円) 単純平均 | 基準額比 | 最小値 (円) | 最大値 (円) | 対象期間における 出荷数量 (個) 累計 | 銘柄数 |
|-----|---------|----------------------|------|----------------------|------|------------|------------|-------------------------------|-----|
| 201 | 314,000 | | | 458,485 | 146% | 458,485 | 458,485 | 22 | 1 |
| 202 | 329,000 | | | 523,770 | 159% | 459,468 | 588,072 | 80 | 2 |
| 203 | 230,000 | | | 409,171 | 178% | 355,350 | 477,146 | 52 | 5 |
| 204 | 263,000 | | | 289,971 | 110% | 281,042 | 298,900 | 5 | 2 |
| 205 | 343,500 | | | 478,603 | 139% | 444,290 | 512,916 | 5 | 2 |
| 206 | 440,000 | | | 624,945 | 142% | 584,820 | 665,071 | 10 | 2 |
| 207 | 701,400 | | | 763,928 | | 763,928 | 763,928 | 7 | 1 |
| 208 | 580,000 | | | | | | | | |
| 209 | 982,000 | | | 1,125,433 | | 1,055,550 | 1,195,315 | 2 | 2 |

2-3 補聴器

種別番号について

| 種別番号 | 種目 | 名称 | 基本構造 | 基準額 (円) |
|------|-----|-------------------|---|------------|
| 301 | 補聴器 | 高度難聴用 ポケット型 | JIS C 5512-2000 による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が 140デシベル未満のものであること。 | 34,200 |
| 302 | 補聴器 | 高度難聴用 耳掛け型 | 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル 以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 | 43,900 |
| 303 | 補聴器 | 重度難聴用 ポケット型 | 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が 140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポ ケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。 | 55,800 |
| 304 | 補聴器 | 重度難聴用 耳掛け型 | | 67,300 |
| 305 | 補聴器 | 耳あな型 (レディメイド) | 高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に 準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は 内蔵型を含むこと。 | 87,000 |
| 306 | 補聴器 | 耳あな型 (オーダーメイド) | | 137,000 |
| 307 | 補聴器 | 骨導式ポケット型 | IEC Pub118-9(1985)による90デシベル最大フォ スレベルの表示値が110デシベル以上のもの。 | 67,000 |
| 308 | 補聴器 | 骨導式眼鏡型 | | 120,000 |

※補装具としての補聴器には 301～308 の種別番号に分類される。このうち、307 には現在、障害者自立支援法対応補聴器が存在せず、308 については1機種のみ存在する、という状況にある。今回の調査では、製造・輸入業者、販売店とも種別番号 308 の対応機種に対する回答は得られなかった。

製造・輸入事業者

| 種別番号 | 基準価格 | 販売店向け価格 製造・輸 入平均 | | | | | | | |
|------|---------|------------------------|-----------|----------|-----------|--------|--------|--------|-----|
| | | 加重平 均 | 基準価 格比 | 単純平 均 | 基準価 格比 | 最小 | 最大 | 数量 | 銘柄数 |
| 301 | 34,200 | 16,080 | 47% | 18,470 | 54% | 12,500 | 34,200 | 8,210 | 4 |
| 302 | 43,900 | 21,638 | 49% | 23,309 | 53% | 16,220 | 43,900 | 9,644 | 5 |
| 303 | 55,800 | 26,670 | 48% | 30,506 | 55% | 19,380 | 55,800 | 3,362 | 5 |
| 304 | 67,300 | 33,167 | 49% | 36,524 | 54% | 27,120 | 67,300 | 7,359 | 6 |
| 305 | 87,000 | 40,767 | 47% | 40,767 | 47% | 40,767 | 40,767 | 13 | 1 |
| 306 | 137,000 | 64,384 | 47% | 66,151 | 48% | 63,802 | 68,500 | 121 | 2 |
| 307 | 67,000 | | | | | | | | |
| 308 | 120,000 | | | | | | | | |
| 種別合算 | | | | | | | | 28,709 | 23 |

障害者自立支援法対応補聴器を供給している製造・輸入事業者は全部で11あるなか、今回回答が得られたのは4社であった。4社を併せた該当機種の出荷数は、製造 14,629 個、輸入 12,979 個であった。このなかでは、種別番号 301、302、304 の機種の出荷量が比較的多く、製造・輸入あわせてそれぞれ、7,000 個以上を出荷している。

国内で製造しているものの原価率（販売店向け出荷額に対する率）は、種別番号のカテ

ゴリー平均（単純平均）で見て55%、輸入しているもので42%であった。原価率については、製造・輸入とも小さいもので20%台のものがある一方で、高いものは70%を越えるというように散らばりのある結果となった。

なお、製造・輸入事業左派の採算面については、該当設問の回答事業者が1社だけであるため、事業者全体の傾向を得ることはできなかった。

販売店

| 種別番号 | 基準価格 | 小売価格 | | 単純平均 | 基準価格比 | 最小 | 最大 | 数量 |
|------|---------|---------|-------|---------|-------|--------|---------|-------|
| | | 加重平均 | 基準価格比 | | | | | |
| 301 | 34,200 | 35,725 | 104% | 36,324 | 106% | 32,000 | 50,000 | 325 |
| 302 | 43,900 | 47,871 | 109% | 49,284 | 112% | 26,340 | 82,000 | 892 |
| 303 | 55,800 | 57,223 | 103% | 57,872 | 104% | 55,800 | 65,000 | 175 |
| 304 | 67,300 | 72,059 | 107% | 74,112 | 110% | 43,900 | 220,000 | 871 |
| 305 | 87,000 | 80,000 | 92% | 80,000 | 92% | 80,000 | 80,000 | 1 |
| 306 | 137,000 | 135,105 | 99% | 140,493 | 103% | 89,000 | 168,000 | 94 |
| 307 | 67,000 | | | | | | | |
| 308 | 120,000 | | | | | | | |
| 種別合算 | | | | | | | | 2,358 |

| 種別番号 | 小売価格と仕入価格の差 | | c 残額 (a-b) | 残額/小売販売価格比 | 回答 | 調整時間 | | | | | 回答 |
|------|-------------|--------|------------|------------|-----|------|------|-----|-----|-------|-----|
| | a 補装具価格 | b 仕入価格 | | | | 加重平均 | 単純平均 | 最小 | 最大 | 数量 | |
| 301 | 34,200 | 16,080 | 18,120 | 53% | 28 | 137 | 123 | 30 | 240 | 148 | 18 |
| 302 | 43,900 | 21,638 | 22,262 | 51% | 44 | 131 | 128 | 60 | 420 | 396 | 31 |
| 303 | 55,800 | 26,670 | 29,130 | 52% | 30 | 117 | 129 | 45 | 240 | 82 | 17 |
| 304 | 67,300 | 33,167 | 34,133 | 51% | 71 | 148 | 140 | 60 | 420 | 522 | 51 |
| 305 | 87,000 | 40,767 | 46,233 | 53% | 1 | 120 | 120 | 120 | 120 | 1 | 1 |
| 306 | 137,000 | 64,384 | 72,616 | 53% | 23 | 143 | 136 | 60 | 240 | 27 | 11 |
| 307 | | | | | | | | | | | |
| 308 | | | | | | | | | | | |
| 種別合算 | | | | | 197 | 139 | | | | 1,176 | 129 |

実販売価格と補装具補聴器として公示されている価格との比率を見てみると、種別番号 301、302、303、304 の補聴器については、実販売価格の平均価格が加重平均・単純平均とも補装具価格よりも高いという結果になった。ただし、販売店の回答・回答中の該当品数ともに1件の305および加重平均と単純平均とで異なる結果となった306の補聴器については、実販売価格と補装具価格との大小とについて明示的な結果を得られなかった。

販売において要する作業として、利用者にあうよう補聴器を調整する作業がある。本調

査の結果によれば、平均146分要することが分かった。これは、小売店の平均貸金率（平成18年⁷）1923円/時間を当てはめると4,666円分に相当する。種別番号による調整時間の差は若干あるものの平均値との差はプラスマイナス十数分程度であった

⁷ 厚生労働省. 毎月勤労統計調査, http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexkr_1_12.html